

人事行政の運営等の状況（24年）

「宮田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、村職員の任用及び職員数、給与、勤務時間及び勤務条件、分限及び懲戒処分、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護等の状況についてお知らせします。

1 職員給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 23年度末	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 9,092	千円 4,228,491	千円 124,128	千円 758,607	% 17.9	% 19.0

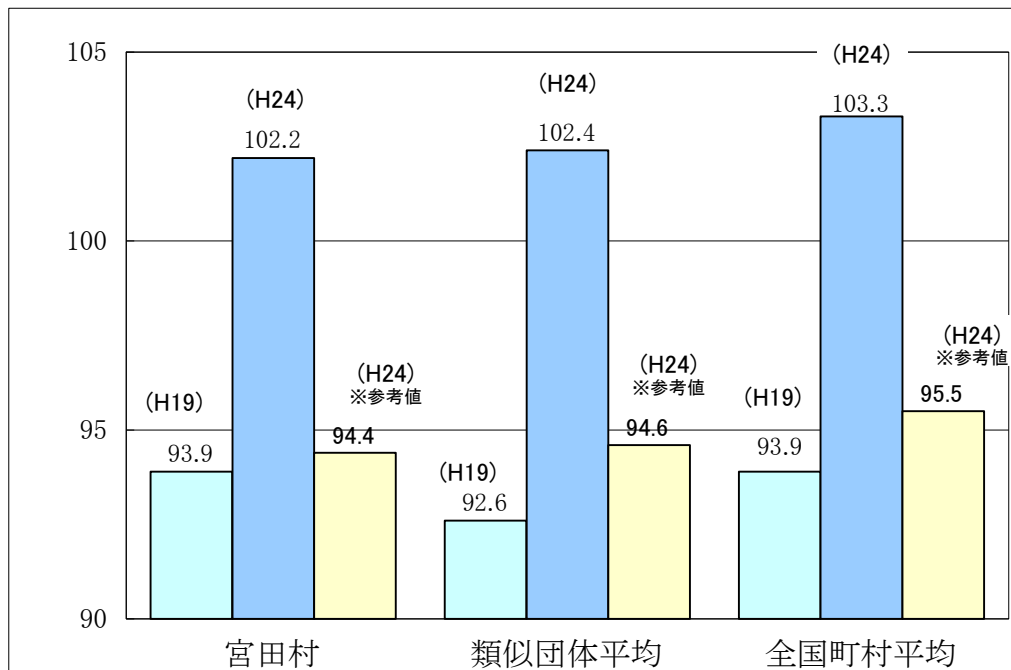
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 千円	計 B 千円		
23年度	人 92	千円 295,880	千円 34,575	千円 107,324	千円 437,779	千円 4,758	千円 5,649

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。
 3 (1) (2) は地方財政状況調査の数値

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	24年 (参考値)	23年	22年	21年	20年	19年
宮田村	102.2% (94.4%)	95.2%	97.5%	96.3%	96.1%	93.9%



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(4) 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	307,800 円	354,700 円	388,300 円	400,600 円	422,600 円

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宮田村	44.2 歳	334,600 円	361,700 円	328,100 円
長野県	45.4 歳	345,814 円	404,792 円	380,771 円
国 (参考値)	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	— 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	43.1 歳	317,105 円	359,062 円	341,778 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮田村	47.3 歳	9 人	309,000 円	321,900 円	318,100 円	—	—	—	—
うち給食調理員	47.3 歳	9 人	309,000 円	321,900 円	318,100 円	調理員	43.7歳	247,400円	1.3
長野県	55.8 歳	64 人	283,700 円	309,537 円	299,093 円	—	—	—	—
国	49.7 歳	— 人	270,465 (285,030) 円	— 円	307,506 (323,181) 円	—	—	—	—
類似団体	48.7 歳	7 人	273,747 円	293,407 円	285,104 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮田村	3,862,800円	3,301,200円	1.17
うち学校調理員	3,862,800 円	3,301,200 円	1.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(6) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分	宮田村	長野県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	175,600 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	142,300 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	137,200 円	—
	中学卒	—	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

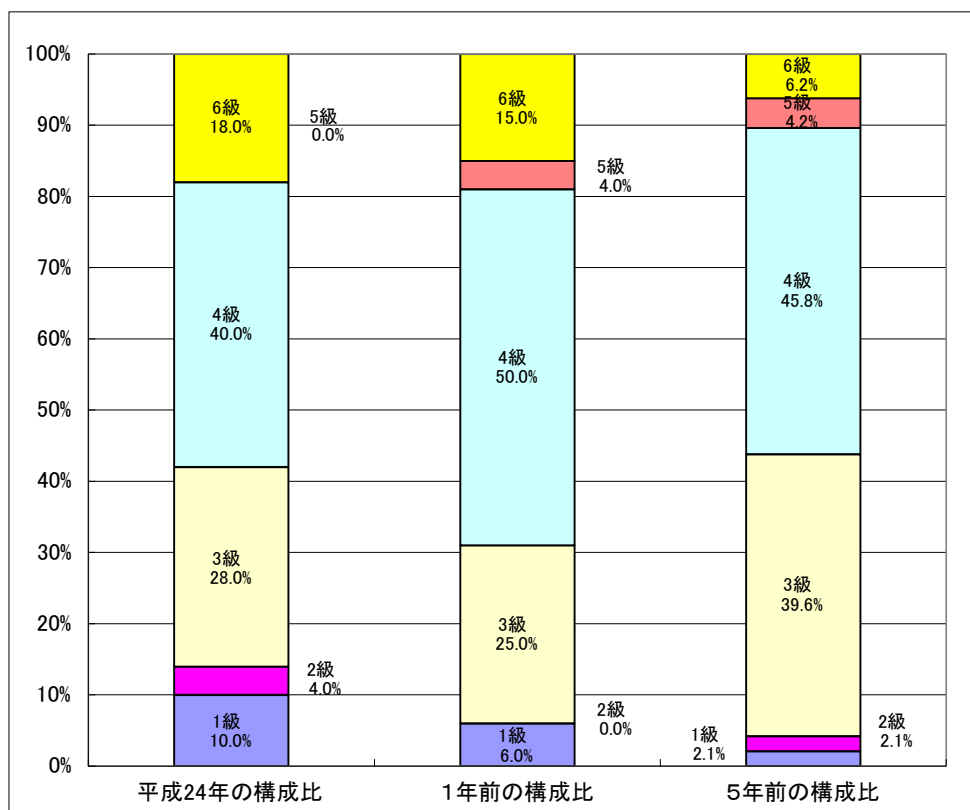
※金額が記載されていない欄は、対象者がいない項目です。

2 一般行政職の級別職員数等の様況

(1) 一般行政職の級別職員数の様況(24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	比率
1 級	書記	5 人	10 %
2 級	主事	2 人	4 %
3 級	主査・主任	14 人	28 %
4 級	係長・主幹	20 人	40 %
5 級	課長(副参事)・課長補佐	0 人	0 %
6 級	課長	9 人	18 %

- (注) 1 宮田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

3 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮田村	長野県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,166,500 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,595 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ○役職加算 5~20% ○管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

宮田村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職の特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 ・定年前早期退職の特例措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額 自己都合 勸奨・定年 千円 22,945 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在 : 支給なし)

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	0 %
手当の種類(手当数)	2
手当の名称	主な支給対象職員 主な支給対象業務 左記職員に対する支給単価
伝染病防疫手当	伝染病防疫に従事する職員が伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において伝染病患者若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員。 1日 3,500円
行路死病人取扱手当	行路死病人がでた場合において、その収容作業等に従事した職員。 1日 3,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	20,514 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	295 千円
支給実績(22年度決算)	23,010 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	354 千円

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者、子及び父母等	同		7,127 千円	260,400 円
住居手当	借家・借間	同		1,008 千円	296,400 円
通勤手当	通勤距離片道1km以上	一部異	支給距離	2,386 千円	40,800 円
管理職手当	管理職(課長)	異	率支給	3,540 千円	396,000 円

4 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等	
給 料	村 長	(643,800 円 740,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 826,500 円 / 364,500 円	
	副 村 長	(552,600 円 614,000 円)	622,000 円 / 265,500 円	
	教 育 長	(478,800 円 532,000 円)	円 / 円	
報 酬	議 長	(263,150 円 277,000 円)	320,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	(203,300 円 214,000 円)	284,000 円 / 164,000 円	
	議 員	(182,400 円 192,000 円)	270,000 円 / 145,100 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長 教 育 長	(H23年度支給割合) 6月期 1.40月 12月期 1.50月 計 2.90月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(H23年度支給割合) 6月期 1.40月 12月期 1.50月 計 2.90月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	給料月額×在職月数×0.44	15,628千円	任期毎支給
	副 村 長	給料月額×在職月数×0.26	7,663千円	任期毎支給
	教 育 長	給料月額×在職月数×0.19	4,852千円	任期毎支給
	備 考			

※村長13%、副村長10%、教育長10%、村議会議員5%の減額措置を行っています。

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

5 職員数の状況

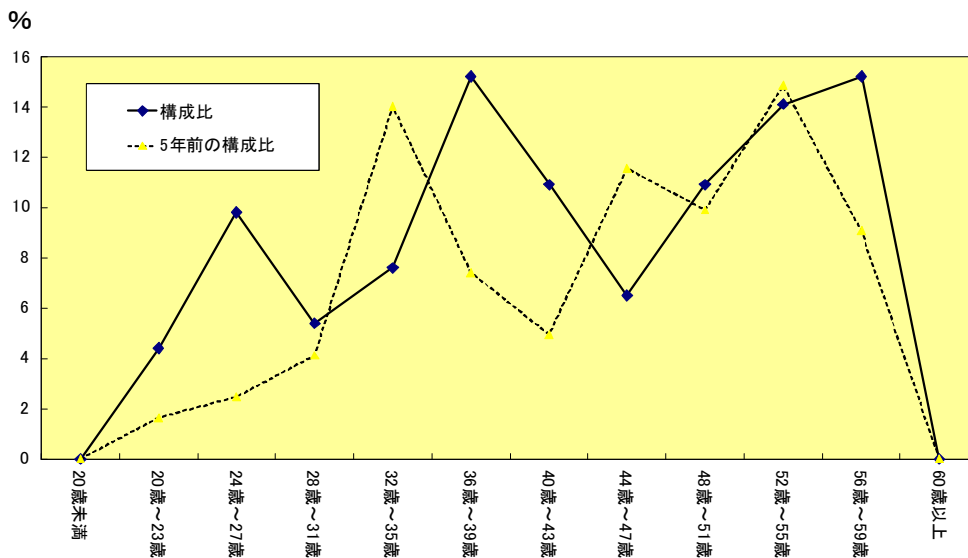
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成23年	平成24年			
普通会計部門	議会	2	2		
	総務	13	14	1	総務部門の見直しによる職員増
	税務	4	4		
	民生	28	29	1	福祉サービスの充実のため保育士増
	衛生	8	8		
	労働				
	農林	4	4		
	商工	2	2		
	土木	5	5		
	計	66	68	2	<参考> 類似団体における人口1万人当たり職員数の状況 (一般行政職) 97.94 人 (普通会計) 120.78 人
教育部門	17	17			
小 計	83	85	2		
会計部門 公営企業等	水道	3	2	△1	
	下水道	2	2		
	その他	4	4		
	小 計	9	8	△1	
合 計	92 [102]	93 [102]	1 [0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	0人	4人	9人	5人	7人	14人	10人	6人	10人	13人	14人	0人	92人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数(人)	平成22年4月1日 職員数(人)	純減数(人)	純減率(%)
105	92	13	12.4

② 平成23年4月1日～平成27年4月1日における定員管理の数値目標

区 分		23年	24年	25年	26年	27年
		1年目	2年目	3年目	2年目	3年目
全部門	新規採用者		3	6	5	6
	退職者		4	△7	4	5
	増減数		1	△1	0	1
計	職員数	92	93	92	93	94

- (注) 1 計画期間は、23年～27年の5年間である。
 2 保育士は年次的に採用する。
 3 一般行政職、保健師、栄養士等について退職者数を基本に採用する。
 4 給食調理員は退職者数について採用しない

6 勤務時間その他の勤務条件に関すること

(1) 勤務時間の状況(標準的な職場)

本 庁			
勤務時間		休憩時間	閉庁日
始業時刻	終業時刻		
午前8時30分	午後5時15分	休憩 午後12時00分から午後1時【60分】	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日

※ 職員の勤務時間は、この標準的な職場のほか特別の勤務に従事する職員の勤務時間については弾力的に運用しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの状況					前年の状況	2年前の状況
給付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率	平均取得日数	平均取得日数
a	b	c	b/c	b/a		
日	日	人	日	%	日	日
3,031	725	85	8.5	22.3	8.5	8.5

7 分限処分者及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者の状況

・平成23年度は分限処分に付された職員はいませんでした。

分限処分とは、一般職の公務員で勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のこと。

(2) 懲戒処分の状況【該当なし】

懲戒処分の内容	
処分年月日	
被処分職員の年	
処 分 理 由	

懲戒処分とは、職員の一定の道義的違反に対して、道義的責任を追及して行う懲罰的な意味がある行政上の処分のこと。
 懲戒事由には、法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合があげられます。

(3) 公平委員会の報告状況

・平成23年4月1日から平成24年3月31日までに受理した件数はありませんでした。

区 分	受理件数
勤務条件に関する措置の要求状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件

勤務条件に関する措置の要求とは、職員(企業職員・特定地方独立行政法人の職員・単純労務職員を除く)が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求すること。措置要求制度は、地方公共団体の職員について労働基本権が制限されていることに対する代償措置の一つ。

不服申し立てとは、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して審査要求又は異議申し立てをすることができる。公平委員会は、不服申し立てを受理した場合は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づき必要がある場合は処分者である地方公共団体に、その職員が受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

8 職員の服務

・全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。服務規律の確保に向け、機会を捉えて服務規律の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。職員の不祥事を事前に防止するために平成19年「懲戒処分等に関する指針」を作成しました。

9 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

23 研修内容	受講者数(延べ人数)	22 研修内容	受講者数(延べ人数)
職場外研修 中取行政職員研修等	23	職場外研修 中取行政職員研修等	33
職場内研修 公務員倫理研修他	246	職場内研修 接遇研修	75

(2) 職員提案制度の状況

平成23年度		前年度	
提案件数	採用件数	提案件数	採用件数
9	7	3	3

(3) 勤務成績の評定の状況

・村では職員の勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うために、「人事考課制度」の導入を勧めています。村の「人事考課制度」は、職員一人ひとりが高い能力を発揮し、村民や組織から期待される行動をとり、自らの役割を自覚した上で業務を自己計画、自己考課により遂行することを目指しています。

23 研修内容	受講者数(延べ人数)	22 研修内容	受講者数(延べ人数)
人事考課研修	121	人事考課研修	208

10 職員福利厚生の状況

(1) 健康診断の状況

	平成23年度	前年度
受診者数	159 人	148 人
(受診者内訳)		
人間ドッグ	35 人	45 人
日帰りドッグ	22 人	15 人
成人病検診	0 人	68 人
生活習慣病検診	102 人	20 人
健康センター検診	0 人	0 人

(2) 職員互助会の設置及び状況

地方公務員法第42条に基づき、村では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため宮田村職員共済会を設置し、長野県市町村職員互助会に加入して、相互救済、福利厚生などの事業を行っています。

平成23年度宮田村職員共済会運営費の主な内容

項目	年間総額	内 容
職員会費	1,942 千円	給料月額 $\times 4/1000 + 300$ 円
交付金	1,216 千円	給料月額 $\times 2.8/1000$ に相当する公費負担 + 上部団体からの助成金
共済給付金	2389 千円	市町村職員互助会給付金
雑入	218 千円	預金利息及び各種手数料等